第　9　次

八頭町交通安全計画

八頭町交通安全対策会議

平成24年3月

まえがき

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和４５年６月に交通安全対策基本法（昭和４５年法律第１１０号）が制定され、昭和４６年度以降、８次にわたる交通安全計画を作成し、内閣総理大臣が指定する指定行政機関、指定地方行政機関、関係民間団体等が一体となって陸上交通の安全対策を強力に実施してきたところです。

その結果、鳥取県下においては過去最悪の道路交通事故の犠牲者を出した昭和４６年の１３４人と比較すると、平成７年中の死者数は６６人と半減するに至り、さらに平成２０年中は３０人に減少しています。しかし、その後増加に転じ、平成２２年の死者数は４２名となっています。また、道路交通事故による死傷者数は、平成１７年以降毎年減少を続け、平成２２年には２，３１５人となっています。

本町においては、平成２３年中の道路交通による人身事故発生件数は３２件、死者数２人、負傷者数３２人で、死亡事故はゼロとなっていません。本町から悲惨な交通事故による死者が一人もあってはならず、年間の交通事故死者数はゼロとすることを目標としています。また、鉄道においては、大量輸送システムや高速化の中で、一度交通事故が発生した場合には、多数の死傷者を伴う重大な事故となる恐れがあります。

交通事故の防止は、市町村、県、関係民間団体、さらには、町民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなくてはならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を一層強力に推進していかなければならないと考えております。

八頭町交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第２６条第１項の規定に基づき、平成２４年度から平成２７年度までに講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

この計画に基づき、本町は、「人が輝き・集い・夢広がるまち」を目指して、交通の状況や地域の実態に即した交通安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとしています。

目　　次

第１部　道路交通の安全

第１章　道路交通事故のすう勢と交通安全計画における目標

第１節　道路交通事故のすう勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２節　交通安全計画における目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第３節　今後の道路交通安全対策を考える方向・・・・・・・・・・・・・２

１　講じようとする施策

２　交通安全対策の３つの重点

第２章　講じようとする施策

第１節　道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

１　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

２　幹線道路における交通安全対策の推進

３　交通安全施設等整備事業の推進

４　効果的な交通規制の推進

５　自転車利用環境の総合的整備

６　交通需要マネジメントの推進

７　災害に備えた道路交通環境の整備

８　総合的な駐車対策の推進

９　交通安全に寄与する道路交通環境の整備

第２節　交通安全思想の普及徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

１　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

２　効果的な交通安全教育の推進

３　交通安全に関する普及啓発活動の推進

４　交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

５　住民の参加及び協働の推進

第３節　安全運転の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
１　運転者教育等の充実
２　安全運転管理の推進
３　交通労働災害の防止等
４　エコドライブの推進
第４節　車両の安全性の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
１　自転車の安全性の確保
第５節　道路交通秩序の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
１　暴走族対策の強化
第６節　救助・救急活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第７節　損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進・・・・・・１２
１　損害賠償の請求についての援助と交通事故被害者支援の充実強化

第２部　鉄道交通の安全
第１章　講じようとする施策
第１節　鉄道交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第２節　鉄道交通の安全に関する知識の普及・・・・・・・・・・・・・１３
第３節　鉄道の安全な運行の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

第３部　踏切道における交通の安全
第１章　踏切事故の状況等
第１節　踏切事故の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第２章　講じようとする施策
第１節　踏切保安設備の整備と交通規制の実施・・・・・・・・・・・１３
第２節　踏切道の統廃合の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第３節　その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置・・・・１４

第１部　道路交通の安全

第１章　道路交通事故のすう勢と交通安全計画における目標

第１節　道路交通事故のすう勢

本町の交通事故による 24 時間死者数は、平成 21 年中 1 名、22 年中と 23 年中は 2 名ずつとなっており、尊い命が失われました。

「人が輝き・集い・夢広がるまち」として、交通事故のない安全で安心な八頭町を目指していくためには、町を始め、関係機関、関係団体と併せて、地域社会、企業、学校等が連携を図り、交通安全思想の普及啓発、道路環境の整備などの諸対策を強力に進めていくことが重要です。

地域の交通事情等を踏まえた上で、地域における活動を強化し、これらに対応できる交通安全対策を推進していかなければ交通事故を抑制することはできません。

【郡家警察署聞き取り】

○八頭町内の事故発生件数

	H19	H20	H21	H22	H23
人身事故	24	38	36	30	32
物損事故	360	390	370	430	390

*物損事故の件数は概数です。

○八頭町内の死傷者数

	H19	H20	H21	H22	H23
死者数	0	0	1	2	2
負傷者数	31	51	48	39	32
死傷者数計	31	51	49	41	34

第２節　交通安全計画における目標

【数値目標】　　交通事故死者数ゼロを目指す。

本計画は、人命尊重と交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案し、究極的には交通事故のない安全で安心な八頭町を実現するため、本計画期間である平成 27 年までに、年間の 24 時間死者数をゼロとすることを目指とともに、道路交通事故に起因する死者数（30 日以内死者数）も同様にゼロとすることを目指します。

そのためにも、今後は交通死亡事故のみならず、事故そのものの減少にも一層積極的に取り組でいきます。

第３節　今後の道路交通安全対策を考える方向

鳥取県下では、長期的に見ると交通事故発生件数は減少傾向にありますが、八頭町内では近年死亡事故も発生しており、事故発生件数も横ばいとなっています。今後は、従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる施策を推進することが必要です。

１　講じようとする施策

（１）道路交通環境の整備
（２）交通安全思想の普及徹底
（３）安全運転の確保
（４）飲酒運転の根絶
（５）救助・救急活動の充実

２　交通安全対策の３つの重点

⑴ 高齢者及び子どもの安全確保

①　高齢者の安全確保

交通事故の発生の中で高齢者の占める割合は高く、高齢者が安全に暮らせる交通社会の形成が必要です。特に今後、高齢運転者が増加することが予想されることから、高齢者が事故を起こさないようにするための対策を強化することが重要な課題です。

②　子どもの安全確保

子どもを交通事故から守る観点からの交通安全対策も重要です。通学路における歩道の整備、街頭指導など子どもの安全を守る対策を積極的に推進することが必要です。

⑵ 歩行者・自転車利用者の安全確保

①　歩行者の安全確保

交通事故のない安全で安心な八頭町を実現するためには、歩行者の安全を確保することが必要不可欠です。人優先の考えの下、通学路、生活道路等において歩道の整備等による歩行空間の確

保を一層積極的に進め、歩行者の安全確保を図る対策を推進することが必要です。

② 自転車の安全確保

平成23年10月から、自転車運転中の傘差し・携帯電話の使用等が禁止となり罰則が適用されることとなっています。自転車による事故発生件数も増加してきていることから、交通安全教育の充実を図ることが必要です。

⑶ 飲酒運転の根絶

すべての町民が、交通事故の危険性を十分認識した上で、交通事故のない社会を目指し、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という意識を再認識するため、交通安全教育や普及啓発活動を積極的に推進します。特に飲酒運転の危険性、責任の重大性を認識し、犯罪である飲酒運転は絶対にしないとの広報啓発を推進することが必要です。

第２章　講じようとする施策

第１節　道路交通環境の整備

１　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

⑴ 通学路の歩道整備等の推進

① 生徒・児童・幼児等の通行の安全を確保するため、通学路の整備等を推進します。

② 押しボタン式信号機、歩行者用横断信号機、横断歩道等の整備を推進します。

⑵ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

駅、公共施設、福祉施設等の周辺を中心に、平たん性が確保された幅の広い歩道の整備を推進します。

２　幹線道路における交通安全対策の推進

⑴ 事故危険箇所対策の推進

① 事故データや町民からの指摘等により対策を講じるべき事故発生の危険性が高い区間を明確化します。

② 町民への注意喚起や事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施します。

③ 対策完了後の効果を評価し、評価結果を次の新たな対策の検討に反映します。

⑵ 重大事故の再発防止

発生要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、同様な事故の再発防止を図ります。

⑶ 農林道における事故防止対策の推進

農林道は、農産物等の運搬だけでなく、幹線道路へのアクセスや生活道としての役割を担うなど、農山村地域の生活に密着した重要な役割を担っています。このため、農林道の舗装・改良事業を行うとともに、交通安全施設の整備を行います。

(4) 改築等による交通事故対策の推進

① 自転車通行環境の整備

歩道等の新設・拡幅、自転車歩行車道の整備を図ります。

② 交差点改良

交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、右折レーンの設置等の交差点改良を推進します。

(5) 交通安全施設等の高度化

① 信号機

道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故の危険性が高い場所等に信号機の設置を推進します。また、既存の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、右折感応化等の高度化を推進します。

② その他の施設

道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化や高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進します。

(6) 交通事故対策の重点実施

幹線道路のうち死傷者事故率の高い区間に対し、重点的な交通事故対策を実施します。

3 交通安全施設等整備事業の推進

(1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

① 少子高齢社会への対応

歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全安心な歩行空間の確保を図ります。

② 歩行者・自転車の安全な空間の確保

自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏み切りの対策等を推進します。

(2) 道路交通環境整備への住民参加の促進

地域住民や道路利用者の主体的参加の下に交通安全施設等の点検を実施します。

4 効果的な交通規制の推進

(1) 地域の特性に応じた交通規制

幹線道路では交通流の整序化、生活道路では通過交通を抑制するための交通規制を実施するほか、歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための交通規制を強化します。

(2) より合理的な交通規制の推進

① 交通規制の見直し

交通実態を調査・分析し、道路交通環境の変化等による現場の交通実態に適合しなくなったと認められる場合には、交通規制の内容の変更又は交通規制の解除等適正化を図ります。

② 駐車規制の見直し

駅前等の対策を重点に、駐車規制の点検及び見直しを推進します。

③　信号制御の見直し

歩行者、自転車の視点で、信号をより守りやすくするための点検及び見直しを推進します。

5　自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車走行空間ネットワークの整備

安全で安心快適な自転車利用環境を創出するために、自転車道、自転車専用通行帯、歩道上における自転車の通行部分指定及び路面表示等による歩行者と自転車の分離等、既設の道路はもとより、道路の新設又は改築等を捉えて自転車が利用しやすい環境の整備を推進します。

(2) 自転車等の駐車対策

自転車駐車場等の整備を推進します。

(3) 放置自転車の整理・撤去等

放置自転車等の整理・撤去及び違法駐車防止の取り組みを推進します。

6　交通需要マネジメントの推進

道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑を図るため、パークアンドライドの推進や交通情報提供の充実等により輸送効率の向上を図ります。また、さんさんバスの運行やタクシー助成等、高齢者や障がい者にも安全で利用しやすい交通機関の確保に努めます。

7　災害に備えた道路交通環境の整備

(1) 災害に備えた道路の整備

①　応急活動

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進します。

②　豪雨・豪雪時等

道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。

③　防災拠点

地震等の災害発生時に避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進します。

(2) 災害に強い交通安全施設等の整備

①　交通安全施設等の整備

交通監視カメラ、交通情報板等の交通安全施設及び自動起動型信号機電源付加装置の整備に努めます。

②　交通規制

通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するため情報を共有し、交通規制資機材の整備を推進します。

(3) 災害発生時における交通規制

緊急交通路を確保するため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施します。

(4) 災害発生時における情報提供の充実

被災状況や道路交通の状況を収集及び分析し、インターネット等の IT を活用した情報提供を推進します。

8　総合的な駐車対策の推進

(1) 秩序ある駐車の推進

個々の時間及び場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進します。

(2) 違法駐車対策の推進

悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点に、地域の実態に応じた取締りを推進します。また放置車両については、使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を強力に追及します。

(3) 駐車場等の整備

駐車規制及び違法駐車の取締りの推進と併せて、駐車場の整備と有効活用を推進します。障がい者等が優先して駐車できる「ハートフル駐車場利用証制度」に配慮した駐車場の整備を推進します。

(4) 違法駐車等の締め出し気運の醸成・高揚

① 町民への積極的な広報及び啓発活動を行います。

② 関係機関・団体等との連携強化と地域交通安全活動推進委員の積極的な活用を図ります。

③ 車いす使用者等用駐車場の適正利用について普及啓発を図ります。

(5) ハード・ソフトが一体となった駐車対策の推進

① 地域の意見要望を踏まえた駐車規制と違法駐車の取締りを実施します。

② 路外駐車場整備の働きかけを行うとともに、道路上の「高齢運転者等専用駐車区間制度」の積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフトが一体となった総合的駐車対策を推進します。

9　交通安全に寄与する道路交通環境の整備

(1) 道路の使用及び占用の適正化等

① 道路の使用及び占用の適正化を図ります。

② 不法占用物件の排除等を行います。

③ 道路の掘り返しの規制等を行います。

(2) 休憩施設等の整備の推進

追い越しのための付加斜線や休憩施設等の整備を推進します。

(3) 子どもの遊び場等の確保

路上遊戯等による交通事故防止を図るため、子供の遊び場等の確保に努めます。

(4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の破損、決壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

(5) 冬季の安全な道路交通の確保

① 適時適切な除雪や凍結防止剤の散布、消融雪装置等の整備、チェーン着脱場の整備等を推進します。

② 県土整備部が気象、路面情報等を道路利用者に提供している「とっとり雪みちNavi」や国土交通省鳥取河川国道事務所が提供している「とうげんきょう」など、引き続き道路情報提供を推進します。

③ 歩道除雪が必要な区間の見直しを図るほか、除雪機械の整備やボランティアによる除雪の支援など、積雪時にも安心な歩道の確保に努めます。

第２節　交通安全思想の普及徹底

1　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(1) 幼児に対する体系的な交通安全教育の推進

① 基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させます。

② 日常生活において安全に道路を通行するために、基本的な技能及び知識を習得させます。

③ 保育所の施設における指導を図ります。

④ 関係機関等は、保育所等における指導を支援するとともに保護者に対しての指導を図ります。

(2) 児童に対する交通安全教育の推進

① 歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させます。

② 道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する能力を向上させます。

③ 小学校における計画的指導を図ります。

④ 関係機関等は、小学校における指導を支援するとともに補完的な交通安全教育を図ります。

⑤ 通学時等における交通ボランティアによる指導を行います。

(3) 中学生に対する交通安全教育の推進

① 日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させます。

② 自己の安全ばかりでなく他の人々の安全にも配慮できる意識を育成します。

③ 中学校における計画的指導を図ります。

④ 関係機関等は、中学校における指導を支援するとともに補完的な交通安全教育を図ります。

⑷ 高校生に対する交通安全教育の推進

① 日常生活における交通安全に必要な事柄、特に二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させます。

② 交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人の育成を図ります。

③ 高等学校における計画的指導を図ります。

④ 将来の運転者として備えておくべき安全意識を醸成します。

⑤ 関係機関等は、高等学校における指導を支援するとともに補完的な交通安全教育を図ります。

⑸ 成人に対する交通安全教育の推進

① 社会人、大学生等に対する交通安全教育を図ります。

② 事業所における自主的な安全運転管理を活発化します。

③ 公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を推進します。

⑹ 高齢者に対する交通安全教育の推進

① 交通安全指導者の養成等

高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、指導体制の充実に努めるとともに、高齢者交通安全協力者、シルバーリーダー等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

② 多様な機会を活用した交通安全教育

交通安全教室等の開催や高齢者に対する社会教育活動・福祉活動の各種催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施します。

③ 家庭訪問による個別指導

独居老人等交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導や助言等が地域ぐるみで行われるように努めます。その際に、夜光反射材の活用等交通安全用品の普及にも努めます。

④ 夜間の交通事故防止

反射材着用の強い呼びかけや家庭訪問時等に高齢者の持ち物に反射材を貼付する活動を推進します。

⑤ 高齢運転者講習の推進

高齢者講習及び更新時講習における内容の充実に努めます。また、シルバー・ドライビング・スクール等への高齢運転者の積極的な参加を推進します。

⑥ 電動車いすの安全な利用

販売メーカー等と連携して、購入時の指導・助言を徹底するとともに、安全な利用についての講習及び啓発を推進します。

⑦ 世代間交流の促進

地域及び家庭において、適切な助言等が高齢者に対して行われるように努めます。

⑺ 障がい者に対する交通安全教育の推進

地域における福祉活動の場を利用するなど、障がいの程度に応じたきめ細やかな交通安全教育を

推進します。

⑻ 外国人に対する交通安全教育の推進
外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等の参加を促進します。

2　効果的な交通安全教育の推進
参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用します。

3　交通安全に関する普及啓発活動の推進
⑴ 交通安全運動の推進
① 町民に対する「交通安全宣言」（平成 17 年 12 月 22 日　八頭町）の普及及び浸透を図ります。
② 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けます。
③ 関係機関等が連携した町民参加の下の組織的及び継続的な交通安全運動を実施します。
④ 民間団体、交通ボランティアの参加を促進し、地域に密着したきめ細かい交通安全運動を促進します。
⑤ 交通事故多発警報発令時における緊急の啓発活動を行います。
⑥ 事後に運動の効果を検証・評価することにより、一層効果的な運動が実施されるように配慮します。

⑵ 高齢者と子どもの交通事故防止
① 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけます。
② 高齢者運転標識（高齢者マーク）の着用の徹底を図ります。
③ 「高齢者と子どもへの思いやり運転の推進鳥取キャンペーン」を広報媒体等を活用し、広く町民に浸透させるよう努めます。

⑶ 自転車の安全利用の推進
① 「自転車安全利用五則」（平成 19 年 7 月 10 日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用するなどして、道路を通行する際の車両としてのルールの遵守及び交通マナーの周知・徹底を図ります。
② 自転車は、加害者となる側面を有していることを理解させ、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及計画を強化します。
③ 夜間走行時の灯火の点灯の徹底及び反射材の取り付けを促進します。
④ 幼児が同乗中の事故防止のため、幼児向け自転車用ヘルメット使用を推進します。
⑤ 高校生の自転車登下校時の安全対策を推進します。
ア　学校の校門前をはじめその付近での街頭指導を実施します。
イ　交通安全講習会・交通安全教室を開催します。
ウ　生徒会を中心とした活動を展開します。
エ　保護者、PTA との連携を図ります。
オ　自転車事故発生時の連絡体制の整備と事故現場での対処を指導します。

⑥　自転車利用の買い物客や高校生等を対象に、鳥取県道路交通法施行細則の一部改正による自転車運転中の傘差し、携帯電話の使用等の罰則適用の広報と自転車利用のマナーアップを指導します。

(4) すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図ります。特に、後部座席での着用率が低い実態を踏まえ、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動を推進します。

(5) チャイルドシートの正しい着用の徹底

保育所、病院等関係機関と連携し、保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい着用の徹底を推進します。

(6) 反射材の普及促進

①　夜間時の歩行者及び自転車利用者の事故を防止するため、反射材の普及促進を図ります。

②　各種広報媒体を活用して広報啓発を推進するとともに、反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

(7) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

①　飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進します。

②　交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めます。

③　地域、職域等における飲酒運転根絶の取り組みを進め、「飲酒運転をしない、させない」という町民の規範意識の確立を図ります。

(8) 効果的な広報の実施

防災行政無線、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、具体的で実効のある内容の広報を重点的かつ集中的に実施します。

(9) その他の普及啓発活動の推進

①　高齢者の加齢に伴う身体能力の変化が交通事故に及ぼす影響等についての広報及び高齢運転者標識（高齢者マーク）等の積極的な活用を図ります。

②　薄暮時から夜間にかけて重大事故が多発する傾向があることから、事故の大きな原因となっている速度違反、交差点事故実態等、危険性を広く周知します。

③　事故多発地点に関する情報を提供します。

4　交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

(1) 交通安全を目的とする民間団体等と連携した効果的な啓発活動に取り組みます。

⑵ 交通安全を目的とする民間団体等の主体的な活動を促進します。
⑶ 地域団体、自動車販売団体、自転車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、各季の交通安全運動等の機会を利用した働きかけを実施します。
⑷ 交通安全指導員や交通ボランティア等に対しては、資質向上に資する援助等を行うことより、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進します。

5　住民の参加及び協働の推進
⑴ 行政、民間団体、企業等が連携を密にした上で、地域の実情に即した身近な活動を推進し、住民参加及び協働を積極的に進めます。
⑵ 住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成や交通安全総点検等、住民が積極的に参加できるような仕組みを構築します。

第３節　安全運転の確保

1　運転者教育等の充実
安全運転意識及び態度を向上させるための教育内容の充実を図ります。
① 個々の運転適正を踏まえた教育
② 交通事故の悲惨さの理解を深める教育
③ 自らの身体機能や健康状態について自覚を促す教育
④ 運転免許証自主返納者の支援制度の拡充
⑤ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の着用の徹底
⑥ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

2　安全運転管理の推進
⑴ 安全運転管理者等に対する講習の充実による資質及び安全意識の向上
⑵ 安全運転管理者等の指導強化
⑶ 安全運転管理業務の充実強化
⑷ 事業活動における映像記録型ドライブレコーダー等を活用した運行管理等の促進

3　交通労働災害の防止等
⑴ 適正な労働時間、走行管理、運転者教育等の意識高揚の促進
⑵ 自動車運転者時間管理等の個別指導等の実施

4　エコドライブの推進
⑴ 鳥取県地球温暖化対策条例に基づくアイドリングストップの認証制度の推進
⑵ 自動車学校等と連携した講習会の実施
⑶「エコ＆セーフティードライブ」運動の普及啓発

第４節　車両の安全性の確保

１　自転車の安全性の確保

⑴ 自転車の型式認定制度の活用

⑵ 点検整備や正しい利用方法等の指導の徹底

⑶ 自転車事故による被害者救済に資するための各種保険の普及

⑷ 灯火の取付けの徹底及び反射機材の普及促進

第５節　道路交通秩序の維持

１　暴走族対策の強化

⑴ 暴走族等追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年指導の充実

⑵ 暴走行為阻止のための環境整備

⑶ 車両の不正改造の防止広報の推進

第６節　救助・救急活動の充実

「八頭町国民保護計画」、「八頭町地域防災計画」の計画に沿い、救助・救急体制を確保します。

⑴ 救助体制の整備・拡充

⑵ 集団救助・救急体制の整備

⑶ 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

バイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当や自動体外式除細動器（AED）の使用により、救命効果の向上が期待できることから、消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進します。

⑷ 救助・救急用資機材の整備の推進

第７節　損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

１　損害賠償の請求についての援助と交通事故被害者支援の充実強化

⑴ 交通事故相談活動の推進

① 適正な相談活動を推進するため、民間の事故相談センター等との連携を図ります。

② 交通事故相談所の周知を図るため、各種広報を推進します。

⑵ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

① 関係機関等との連携を図り、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を警察署、交通安全活動センター、検察庁の被害者支援員等により推進します。

第２部　鉄道交通の安全

第１章　講じようとする施策

第１節　鉄道交通環境の整備

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、集中豪雨等への対策の強化、落石・なだれ等による被害防止等を推進する。また、駅施設等についてバリアフリー化を推進します。

第２節　鉄道交通の安全に関する知識の普及

鉄道利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等へ事故防止に関する知識の普及を図るとともに、関係機関等の協力の下、広報活動を積極的に推進します。

第３節　鉄道の安全な運行の確保

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨等の自然現象について、警報等の気象情報を早期に収集・把握し、運行状況を町民に周知するとともに、事故の防止に努めます。

第３部　踏切道における交通の安全

第１章　踏切事故の状況等

第１節　踏切事故の状況

県内において、踏切事故は、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間に 9 件発生しており、踏切事故に関わった人の年齢構成は、65 歳以上が最も多くなっています。

八頭町においては、平成 17 年に遮断機、警報機のない第 4 種踏切での物損事故が発生しています。八頭町内にはこのような第 4 種踏切が、JR 因美線内に 2 箇所（福本、池田地内）、若桜鉄道線内に 4 箇所（久能寺、福井、日下部、徳丸地内）あります。今後も踏切の統廃合や規制の強化が必要です。

第２章　講じようとする施策

第１節　踏切保安設備の整備と交通規制の実施

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員等の状況を勘案し、整備を行う必要があります。また、必要に応じて、自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、道路標識の大型化、高輝度化による視認性の向上を図ります。

第２節　踏切道の統廃合の促進

踏切道の構造改良等の事業に併せて、近接踏切道のうち、利用状況、迂回路との状況を勘案して、地域住民の通行に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を図ります。

第３節　その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るための広報等を強化します。このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努めます。

また、踏切の安全を確保するため、関係機関と連携して、利用状況の確認や、安全点検を実施します。